

宇都宮観光インフォメーションセンター占有使用（貸出利用）に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一般社団法人宇都宮観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が管理する観光インフォメーションセンター（以下「センター」という。）の占有使用について必要な事項を定めるものとする。

（占有使用の対象事業）

第2条 センターは、次のとおり、宇都宮市の観光及びMICEの振興に資する催事を実施する場として有効に活用する場合に限り占有使用ができるものとする。

- （1）観光案内や展示等による情報発信に関する催事
- （2）本市の観光資源を活用した体験機会の提供や販売会・商談会等による回遊・滞在・交流の促進、観光資源の創造・ブランド化等に資する催事
- （3）前各号に掲げるもののほか、宇都宮市の観光及びMICEの振興に資する催事
- （4）会議や打合せは対象外とする

（占有使用时间・使用料）

第3条 センターの占有使用时间及び使用料は、次表のとおりとする。ただし、協会が特に必要があると認める場合にはあつては、この限りでない。

占有使用時間の区分	使用料（内税）
午前9時から午後5時まで 1時間あたり	1,000円

- 2 占有使用时间には、催事の準備作業又は撤去作業等の使用に必要な時間の一切を含むものとする。
- 3 2日以上連続して占有使用する場合は、その間の開館時間以外における機材等の保管を目的とする使用については、使用料は徴収しない。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、土曜日、日曜日、祝日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）、及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、協会が特に必要があると認める場合にはあつては、この限りではない。

（使用許可）

第5条 センターを占有使用しようとする者は、占有使用しようとする日（以下「使用日」という。）の60日前から使用日の前日までの間に、占有使用許可申請書（様式第1号）を協会に提出しなければならない。

- 2 協会は前項の申請について適当と認めるときは、許可を決定し、占有使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。
- 3 協会は、センターの管理上必要があると認められる場合は、前項の許可に条件を付することができる。

（使用の制限）

第6条 協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の許可をしない。

- （1）第2条の占有使用の対象に該当しないと認めるとき。
- （2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (3) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教・政治活動を目的とする利用のおそれがあるとき。
- (6) 貼り紙もしくは貼り札をし、または広告物を表示する行為
- (7) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者による利用のおそれがあるとき。
- (9) その他、センターの管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第7条 同一団体によるセンターの占有使用は、月1回かつ5日間を超えて連続して使用することができないものとする。ただし、協会が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(使用料の納付)

第8条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可と同時に第3条に規定する使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 協会は特別の理由があると認めるときは、次の基準に基づき使用料の全部または一部を減免することができる。

種別	減免率
宇都宮市が主催又は共催する事業	100%
<ul style="list-style-type: none"> ・協会会員が行う事業 ・国、県が主催又は共催する事業 ・公益性の高い団体が行う事業 ・教育機関（大学、高等学校、小中学校、幼稚園、保育園）が行う事業 	50%

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部を返還することができる。

- (1) 使用者が使用日の14日前までに使用の取消を申し出たときは、使用料の100分の50に相当する額を返還することができる。
- (2) 協会の責めに帰すべき理由により、使用者がセンターを利用できないときは、使用料の全額を返還する。

(目的外使用等の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第12条 使用者は、センターの使用にあたって特別の設備を設置し、または備え付けの器具以外の器具を搬入し、使用しようとするときは、あらかじめ協会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消等)

第13条 協会は、第5条第2項の規定による許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの占有使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、協会は、その責めを負わない。

- (1) 第6条各号の規定に該当するとき。
- (2) 第5条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 詐欺その他不正な手段により第5条第2項の許可を受けたとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、観光インフォメーションセンターの占有使用が終了したとき又は第13条の規定により利用を制限され、若しくはその許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で施設及び附属設備を原状に回復し、返還しなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、施設若しくは付属設備をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(職員の立入り)

第16条 協会の職員は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、占有使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

(使用者の遵守事項)

第17条 使用者は、センターの使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内外の秩序を保つため必要な責任者を置くこと。
- (2) 施設をき損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (3) センターの使用が終了したときは、遅滞なく使用した備品等を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (4) 飲煙、騒音(55dB超)を発する等、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) その他管理上支障があると認められる行為をしないこと。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。